

# 名古屋同志社人クラブ

## 会報

第8号

発行 2014年11月

●事務局/名古屋市中区丸の内2-2-7  
丸の内弁護士ビル301号 山田靖典法律事務所内

## 同志社中高から弁護士へ

榎木 貴之 (H12法)

同志社中高で学んだことと、弁護士になったこととの間に、特に明確な繋がりはない。少なくとも何か大きなきっかけがあって、積極的な選択の結果、そこに至ったわけではない。よくある話だと思うが、流れに身を委ねた結果、ここに導かれたという感じなのだ。

私が同志社中学に入学したのは、1994年。今出川校舎のチャペルで入学式が行われ、1学年約300人、それに父母達に加わると、チャペルは2階まで一杯になった。カラフルなステンドグラスの窓、歩くとギシギシ軋む床、狭い椅子、オルガンの音と賛美歌の斉唱、聖書の朗読。私にとっては、何もかもが新し過ぎて、ここに馴染めるのかさえ不安に思った。

同志社中学では、毎朝の礼拝と週1回のキリスト教の時間があつた。それと私が弁護士になったことは何の関係もないし、私はクリスチャンではないが、ただ、今になって、当時聴いた話を時々思い出す。

主なメッセージは、「他者への共感」だった。今でもふと思い出す話があつて、それは、中学3年のころ、牧師の先生から聞かされた話だ。先生は当時30歳前後、学生時代は音楽バンドのボーカルをされていて、一時はプロとしての活動も経験された先生だった。先生は、若いころ、自分の心は水槽のようなもので、そこには人から与えられた分だけ水(愛)が入り、それと同じ分だけ蛇口から水(愛)を出せると思っていたが、そうではないと分かった、そんな話をされていた。なぜそう悟ったのか、その時に先生は理由も説明されたと思うが、私の記憶には残っていない。おそらく当時の私には、それを理解できるだけの素養がなかったのだと思う。なぜなのか、その疑問が10年以上に亘って、時々このエピソードを思い起こさせた。

聖書には、「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい」という言葉がある。中高在学中、繰り返し聞かされた言葉だ。他者への共感の重要性を表す言葉であるが、その共感の意味は、とても深い。弱者への共感とか、社会的弱者の救済といった、白黒つけ易く、時に自己満足に陥りがちな共感ではない。ユダはイエスを密告し、裏切った。その時も、またその後も、ユダは自分の行為を後悔し、悩み続けた。イエスはそのユダの心に思いを致し、その苦しみに共感したからこそ、あえて「去って、汝のなすべきことをなせ。」とおっしゃった。「他者への共感」とは、そのような話だったのだろうと今は思う。

先ほどの水槽と蛇口の話も、当時は気付かなかったものの、ここに繋がる話だったのだと思う。先生がなぜキリスト教を信仰するに至ったのかは分からないが、プロミュージシャンとしての活動を中止し教師に至る中で、何か思うところがあつたのかもしれない。見返りを求めない愛は、他者への共感というキリスト教の信仰から生まれてくるものだったのだと思う。

当時の私は基督教の授業には、ほとんど関心が持てなかった。途中からではなく最初からそうだった。中学1年生の1学期の通信簿は、合格点ギリギリの6（「努力を要する」との評価）で、2学期以降も6か7だったと思う。特に大きな悩みや不安、反発を持っていなかったからだと思う。私は、父が建築士、母が専業主婦の兼業農家の家に生まれ、取り立てて裕福ではないが、特にお金に困ることなく平穏に育った。学校も自由な校風で、教師からの押さえ付けもなく、抑圧とそれに対する反発心とは無縁の学校生活だった。また、そもそも私は自分自身と向き合ったり、主義主張を体系的に考え、突き詰めたりすることが苦手な性分だったことも大きいと思う。基督教の授業は、私にとっては、まるで法律の目的論的解釈のようで、風変わりな人（イエス）の言動をご都合主義的に解釈しているだけに思え、内心、馬鹿にしていた。信仰など、生きていく上で全く必要のないものだと思い込んでいた。

ただ、ここ何年かは、あのころ礼拝や基督教の時間に聴いた話を時々思い出す。弁護士として6年過ごしてきた中で、楽しく充実した出来事も増える一方で、人間に疲れると感じたり、共感を持てなかったりすることも少なくない。そんな時、私は、共感に乏しい人間ではないかと思うこともある。クレームにも、必要以上に傷つき易く、もう少し図太く生きればと思うことも多い。嫌悪、不安、嫉妬、怒りといった感情は必要なものだが、それが人を幸せにするようには思えない。喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣くこと、嫌悪ではなく共感すること、教すこと、それらを神に約束することで自らの心をもっと平穏で豊かなものにできるのではないか。そのように思うと、自らの心持ちを変えるものとして、基督教的な発想が、生きる指針を与えてくれる糸口のようにも見えてくる。

礼拝や基督教の授業以外でも、今思い返してみると、独創的なものが多かった。理科の小田切明德先生も、特に印象に残っている先生の一人だ。中学に入学してまもなく、植物採集の課題が出された。私は、友人とチャペルの前の庭園や御所に行き、課題の植物を集めて回った。ホトケノザ、オオイヌノフグリ、スズメノエンドウ、ニホンタンポポ、セイヨウタンポポなど、今でもよく覚えている。その後は、岩石採集。火成岩、堆積岩、変成岩をそれぞれ2、3種類ずつ集めるというもので、収集した岩石の珍しさなどに応じて点数が付けられる。大豆、落花生、小豆の種が渡され、それを栽培し、年貢を納めるという課題もあった。年貢が納められないと、点数は減らされた。今でも私は、旅行先などで珍しい岩石を見つけると手に取ってしまうし、見たことのない植物には興味を惹かれる。タンポポを見ると西洋か日本か、気になってしまう。ほかにも例を挙げるときりがないが、こんな調子で、受験の必要がない分、学ぶことの楽しさを教えてくれる授業が多かった。

また、同志社中高の特徴としては、自由な校風も挙げられる。服装・髪形はもちろん自由だし、煩わしい規則も少ない。高校に至っては、門や塀さえなく、学校の真ん中には一般道が通っていて、外出も自由、昼休みは近くの洋食屋に昼飯を食べに行くことも多かった。

新島襄は国禁を犯して函館から渡米したが、その祖父は新島襄が出発する前日（新島襄は家族にも目的を隠して函館に向かった）、目的に薄々気付きつつも、「行けるなら行ってみてこい花の山」という歌を贈ったと聞いたことがある。信頼して任せる、という同志社の校風は、このようなところに繋がっているように思う。

いずれにしても私は、抑圧とは無縁の学生生活を送り、凡そ反発などという感情を持つことなく成人した。強権の行使や専横への反発や危機感、それは法曹として基本的な資質だが、私には、そのような感情が今でも非常に乏しい。もっとも、それは根本的には私の生来の性格や家庭環境によるものかもしれないし、時間を持て余しながらも、広い社会に目を向けたり、読書をしたりしてこなかったことも大きな要因だと思う。

今思うと、こうした同志社中高の環境は、ある程度、自主・自律の精神を持っていないと、十分に生かし切れないのかもしれない。その環境を生かし主体的に活動する人もいれば、その一方で、エスカ

レーターという敷かれたレールに乗ったことで、安住し、自らの頭で考えることを放棄してしまう人も多い。残念ながら、私はその後者だった。

高校・大学の受験がなかった分、自分の将来を考え、戦略を練るという作業を私はしてこなかった。大学進学の際に法学部を選択したのは、せいぜい潰しが効くといった理由からで、それ以上の理由はなかったし、司法試験の勉強を始めたのも、何か強い動機や戦略的判断があった上での話ではない。

ただ、中高の猶予期間があったから、司法試験受験を決意したことは、おそらく間違いない。一つは、余力が十分に残っていたということと、学ぶことの楽しさを中高で教えてもらったこと。もう一つは、それまでの環境に安住し切っていた自分に対する、私なりの焦りや反発心もあったように思う。

その後の受験勉強は勿論大変だったが、大学も法科大学院も同志社であったことは幸いした。もう駄目だと思った時でも、中学の校舎やチャペルを見ると懐かしさと共に力が蘇ったし、キャンパス内で中学の恩師と偶然顔を合わせた時に交わす短い会話も、私には大きな支えになってくれた。

私が今こうして弁護士をしているのは、何か大きな出会いやきっかけによるものではないが、こうした中高での日々が私を自然と導き、支えてくれたからだと感謝している。

そんな私が愛知県弁護士会に移ってきたのは、去年のことだ。大阪に生まれ、京都で司法修習し、弁護士登録後も長く山口県にいた私にとって、愛知県には地縁も血縁もなかった。その中で助けになったのは、また同志社だった。名古屋同志社法曹会に参加して以来、随分と環境が変わった。弁護士会活動も、今はそれなりに忙しくしている。今回、このような機会をいただいたことも、大変嬉しかった。

前号の水野泰二先生の「愛校心」を拝読させていただいた。私に「愛校心」があるのか、そもそもそれは何なのか、私もまだよく分からない。しかし最近、同志社から送られてくる冊子には目を通すようになったり、集まりに顔を出そうと思ってみたり、以前にはなかった気持ちが芽生えつつあるような気もしている。ただ、私の妻は福岡県出身の同志社大学法学部卒業（6学年下）で、私が京都で司法修習中に知り合ったが、そういった感情は、妻にはまだまだ理解できないらしい。

## 同志社での学びの中で(40年の回顧)

坂入 眞之 (S45法)

私の同志社大学法学部在学中は、2年次生は法学演習または政治学演習、3・4年次生は演習（ゼミナール）を履修した（法学・政治演習は主に講師の先生方、ゼミは助教授・教授の先生方が担当）。

私は上田勝美講師の憲法の法学演習、金山正信先生の民法ゼミに入った。上田講師は当時、田畑忍先生門下の新進気鋭の憲法学者であり、金山ゼミは法学部で一番の人気ゼミであった。

金山先生は著作・論文も多く、名講義の誉も高かった。金山先生はテキストとしてミネルヴァ書房より①財産法要説（昭29年）、②民法総則（昭31年、B5 265頁）、③債権総論（昭39年、B5 228頁）、④家族法（昭32年、B5 250頁）、体系書として有斐閣より①物権法総論（昭39年、B5 381頁）、②民法総則要論（昭43年、B5 378頁）、学術書として法律文化社より「アメリカ近代的土地所有権序論」（昭59年、B5 380頁）をそれぞれ上梓され、有斐閣の「注釈民法」でも第4巻「総則(4)」の法律行為「第5節条件及び期限」を分担執筆されておられ（295～418頁）、優れた学問的業績をあげられた。

1970年の卒業の折、同志社生協作成の卒業アルバムを生協出資金の返還の代わりにいただくことが出来、今も手元にある。この卒業アルバムを眺めながら、先頃、同窓会で再会した方々はこのゼミの方だったのか、あの方はあのゼミの方だったか、と感慨は深い。

この卒業アルバムを見ていたら大変懐かしい写真にめぐりあった。私がお世話になった金山ゼミの何

枚かの中に、神学館の入り口の前でゼミ生の集合写真があり、なんと「名古屋同志社人クラブ」を立ち上げられた山田靖典弁護士(昭和43年に旧司法試験合格)が写っている。前列の金山先生(左)が大学院時代の山田徹(右)であり、私は中列の左から2人目である。



故金山正信教授はその著書「回想断片」で次のように述べておられる。「その講義では、結果として司法試験の水準をはるかに上まわるようなものになって

いたらしい、難解との評あるにもかかわらず、あの大教室では、いつも大ぜいの学生が詰めかけていた」と。全く、そのとおりであった。

このことが示すように、担当しておられた金山ゼミは、法律学を履修しようとする学生からは人気の高いゼミで、ゼミ生となるにはセレクションの高い壁を越えなければならなかった。幸い私は、山田先輩の推薦をいただき金山ゼミ生に加えていただけた。ゼミは重要文化財に指定されているクラーク記念館の2階教室を使い、「物権変動論」など高度な法理論が緊迫した雰囲気で開催されていた。卒業後就職した不動産会社の入社試験では「物権変動の時期について論ぜよ」が出題され、その日のうちに採用内定通知の電話があったのは、この金山ゼミでの学習のお陰であった。

金山ゼミからは優秀な方々が多く輩出され、法曹、大学教授、会社役員、各種士業資格者など数多い。身近なところでは、土曜日のNHK総合テレビの「生活笑百科」に御出演の林一弘弁護士(大阪弁護士会)も金山ゼミのOBである。

金山ゼミのOBは「おのが会」に登録され、金山先生ご健在のころはおのが会の案内を毎年頂戴した。先生が鬼籍に入られて久しくこの会は中断していたが、3年前有志の方々のご配慮で、ホテルグランピア京都に40名の会員が参集したが、あるいはこれが最後となるのであろうか。

私は、この金山ゼミで高度な法理論を学習出来たことのほかに、「各自、おのが途に進んでいることは、なすべき時に、なすべき場所で、なすべきことを完遂する」という金山イズムのようなものをいただいたことに感謝している。すべからく「成果」というものはその人の「能力」以上に、その成果を得ようとする「考え方」とそれを求める「熱意」が必要だと言われている。金山先生からは「おのが信ずる途を究めよ」という考え方や熱い精神をいただいたことが貴重だったと思っている。今、刀剣協会から伝統工芸の「柄巻き」の無鑑査に認定され、マイナーな世界ではあるがこの道では知られる存在となれたのも、その精神の賜物と感謝している。

この拙文を書いているとき、衆議院議長を務められた土井多賀子さんの訃報が入った。85歳ということである。私が同志社に入学したとき土井さんは36歳ということになる。土井さんは、同志社大学で憲法学者・田畑忍先生の講演「平和主義と憲法九条」に感動して、京都女子大学から同志社大学法学部3年に編入学して田畑先生の指導を受けた、とウキペディアにある。また、同志社大学大学院を修了された1958年から1970年まで憲法学の講師を務められ、当時2年次から専門科目を取り入れた法学演習を担当しておられた。現在は2年次での法学・政治学演習はないようで、残念である。

当時私は、体育会剣道部で練習に明け暮れていた。学業には熱心ではなかったが、どうしたわけか土井さんの講演に足を運んだ。たしか冤罪事件をテーマにしており、社会派らしく「疑わしきは被告人の利益に」と熱っぽく語っておられたのを今でも覚えている。

多分、土井さんに何らかの魅力を感じたのだと思う。主催者からケーキ付コーヒーを学館2階の喫茶ケルンで御馳走して貰えると言うので、席に着くと土井さんが私の前に座られた。あの歯切れのよい口調で「あなた何やってるの」「剣道です」と「剣道もいいけど、ここは学問をするところですよ、いくらでも勉強できてこんな環境は二度と得られない。司法試験に挑戦しなさいよ」と。私の入った法学演習は、土井さんではなく同じ、憲法学の田畑先生門下の上田勝美講師だったが、土井さんの田畑イズムは上田先生を経由して一端を理解させていただいた。上田先生はその後、中京大学、龍谷大学の助教授、教授を歴任され現在は同大学の名誉教授である。

私が体育会系から文科系人間に大きく舵を切る転換点に土井さんはおられたことになる。土井さんが短時間で人を惹きつける魅力はどこにあるのだろうか。もちろんご自身の研鑽は言うまでもないが、土井さんが語っている父親像がある。お父さんは内科・小児科の開業医をされており、急患で夜中にたたき起こされても、いやな顔を見せたことがなく、お金に困っている人からは診療代を受け取らない。長い時間相談に乗ってあげるまさに「医は仁術」がモットーだったという。こうしたお父さんの影響もあったのだろうか、土井さんにも、「考え方」の確かさ、けた外れの「熱意」があった。

聞くとところによると、土井さんは同志社でも多くの学生に啓蒙を与えていたそうである。私が50代の後半から学習を始めて中小企業診断士の国家試験に合格できたのは、こうした土井さんから始まった同志社で培われた土壌があったらこそ、と感謝している。

土井さんの訃報に接しアマゾンで一冊の本を買った。「山の動く日」。土井さんは多くの同志人も動かしていたのであろう。感謝しながら、謹んでご冥福をお祈りします。

## 同志社大学の「凋落」と向き合う

山田 靖典 (S42法)

### 1 ショッキングな同志社大学に関するニュース

本年9月9日に本年度の司法試験合格者の発表があった。同志社大学法科大学院の修了者182人が受験したが、26人が合格しただけであり、合格率は14.29%で、全体の合格率の22.58%を大幅に下回る全国24位であった。なお、法科大学院を修了しなくとも現行司法試験の受験資格が付与される予備試験合格者は、全体で244人が司法試験を受験して163人が合格し、その合格率は66.80%であり、京大の53.06% (130人合格)、東大の51.07% (158人合格) を上回った。

同志社大学法科大学院の司法試験合格者の低落傾向は、歯止めがきかない状況である (平成22年は262人が受験し55人が合格し、合格率は20.99%であった。全体の合格者数が2063人であった平成23年は65人、平成24年は44人、平成25年は42人が合格した (合格率はいずれも不詳))。

その10日後の9月19日に文部科学省は、全国の法科大学院を5クラスに区分して、国庫補助金を見直すことを発表した。Aクラス13校、Bクラス7校、Cクラス5校、Eクラス20校、Fクラス7校で、同志社大学法科大学院はCクラスにランクされた。ちなみに、立命 (本年度合格率12.4%、33人合格)、関大 (同10.38%、19人合格)、関学 (同9.03%、14人合格) は、いずれもEクラスであった。

そして、本年9月26日、文科省はスーパーグローバル大学に全国37大学を選定し、公表した。そのうち、世界ランキング100位以内をめざす「トップ型」13校 (国公立11校、私立2校)、日本の国際競争力

向上に貢献する「グローバル索引型」24校（国公立12校、私立12校）である。トップ型には毎年5億円以内、索引型には毎年3億円以内の国庫支援金が今後10年間支給される。

同志社大学は後者に応募したが落選し、関学、立命及び立命館アジア太平洋大は当選した。落選した大学は、運営や入学志願者数の点で苦しくなると言われている。

これら一連のニュースは、同志社大学法科大学院の教育の実績と同志社大学のグローバル化のビジョン（将来構想・計画）に対する国の評価であって、よくあるマスコミ等の大学ランキングではない。同志社大学の凋落、落日を示す象徴的な出来事だとの声もあり、筆者は大きな衝撃を受けた。他の同志社人も同様であったろうと思う。

## 2 法曹養成における同志社大学法学部の責務と司法研究科の「教育力」の向上が不可欠

同志社大学法科大学院では、来年（平成27年）度から入学定員を1学年120名から70名に減員する（設立当初は150人）。実際の入学者数が入学定員に達しない状況が続いているからである（平成23年が93人、平成24年が54人、平成25年が40人、平成26年が47人入学）。新司法試験の合格者数、合格率が低ければ、入学者数が減少するのは当然である。

なぜ、このような事態になったか。残念ながら同志社大学法科大学院（同志社大学では司法研究科という）の「教育力」に原因があるといわれている。すなわち、同志社大学法科大学院は、その修了者が新司法試験に合格できるレベルの教育、指導ができていないということである。合格実績の低い法科大学院には優秀な学生が合格しても敬遠して入学せず、それが教育力不足と相まって更なる合格実績の低下につながるという、負の連鎖を生みだしている。これが直面している同志社大学法科大学院の現状である。

司法制度改革審議会が平成13年6月12日に政府へ提出した意見書は、裁判員裁判の導入など司法制度全般を大きく改革することを提言しているが、その柱の一つとして、法曹人口（司法の重要な任務である裁判を中心的に担う裁判官、検事、弁護士の三者を法曹という。）の拡大と法曹養成に目的を特化した法科大学院の創設がある。この提言には当初から、わが国の法曹養成制度に適し、それに資するものかについて、根本的な疑問と懸念があったが、それが成功であったか失敗であったかは、現時点で、ほぼ決着がついたといわれている（後者）。だからといって、同志社大学法科大学院の合格者数、合格率の低迷の現状が許されることにはならない。司法試験に合格させられる「教育力」の向上が必要不可欠であり急務である。旧司法試験合格者が協力することも含め、全同志社人による支援態勢がとられなければならない。

ところで、ある同志社人から筆者に対し、同志社大学法学部の当局者が近時「2004年には、法曹養成を目的とする司法研究科（いわゆるロー・スクール）が開設されることになり、従来の法学部・大学院法学研究科の担ってきた機能のうち、司法試験に対応した教育は分離して位置づけられることになりました。」との認識を示しているが、疑問だとの意見が寄せられた。筆者もそれを読んでおり、同感だとし次のような私見を述べた。法科大学院が開設されても、従来の法学部が担ってきた法曹養成の機能が消失したり、司法試験に対応した教育が分離して位置づけられることはない。すなわち、同志社大学法学部法律学科は、第1に、法学部卒業生の法科大学院修了者が新司法試験に合格できるレベルに達するような、基本的且つ法曹養成の土台となる法学教育をなすべき責務を、従前にも増して担うことになり、第2に、新司法試験の予備試験を目指す学部生等に対し、それに合格できるように「教育力」を向上させなければならないことになったのである。新司法試験の受験資格は、法科大学院で2年以上履修した修了者に限定されておらず、予備試験合格者にも付与されており、予備試験に合格すれば、法科大学院に入学し修了しなくとも、新司法試験を受験できる。この予備試験は、基本的には旧司法試験とほぼ同様の試験であり、最近ではこの予備試験を目指す学生が増加している（同志社大

学の在學生、卒業生の予備試験受験者数・合格者数を知りたいが、果たして法学部当局は、予備試験に関心を寄せ、受験者・合格者数を把握しているであろうか。)

法学部法律学科が担ってきた法曹養成の機能は、むしろ倍加したのである。先ほどの法学部当局者の認識は、これらの点を看過しているといわざるをえず、責務逃避の誹りを免れないであろう。

法曹を養成しない(できない)法学部は、卵を生まない鶏のようなものだと言われているが、その当否は別として、少なくとも同志社大学法学部が「法曹養成の機能」を放棄するようなことがあってはならない。むしろ、予備試験合格者を増やす積極対応が求められる。

ところで、同志社大学の「大学案内」は、受験生、その父母のみならず在學生ら同志社人、その他にとっても優れた情報誌である。その法学部紹介のところでは、必ず毎年、最初の頁に工夫をこらした「裁判法廷」の写真がある。法学部法律学科の教育イメージを発信するものとして好評である。しかし、「カリキュラム」の頁では、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基本六法が、2013年までの大学案内では「発展科目」とされていたが、2014年からは「展開科目」と修正された。それと同時に「履修モデル例」が従前の「刑事司法パッケージ」「企業ビジネス法務パッケージ」「知的財産法(弁理士)パッケージ」「外交と法(外交官)パッケージ」から、「法曹モデル」「公務員モデル」「企業法務モデル」「基礎法学モデル」に改変された。正しい方向に修正・改変されたが、展開科目が2年次後半の第3セメスターからの履修とされている点は変わっていない。それでは遅すぎる。「入門、基礎から」などの配慮もあるだろうが、意欲のある学生のやる気を失わせてはならない。「鉄は熱いうちに打て」の格言どおり、1年次後半又は2年次前半から「展開科目」を受講できるようにすべきである。

ある大学の法学部法律学科のカリキュラムは、1年次に憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ(総則)、民法Ⅳ(家族法)を履修させ、その他の基本六法、行政法に加え消費者法、環境法、経済法、知的財産法、破産法等も全て3年次までに終了させ、4年次は3年次からのゼミナールと卒業論文指導に当てている。また、1年次には入門演習、2年次には基礎演習を履修させている。そして、法曹を目指す「司法コース」、公務員を目指す「行政コース」、ビジネスパーソンを目指す「企業コース」を設けている。さらに、出身の弁護士、法曹有資格者等にも積極的に協力を求めている。

教育力に関する思い出がある。筆者の恩師である故金山正信教授は、筆者の在学中の昭和38年当時、2年次の1年間で履修する「民法総則」の最初の講義において、私法の基本理念と民法全体の体系、民法総則の全体構造を、何も見ないで一気に黒板一杯に板書され、その説明をされた。先生は、私法入門、民法学の基礎を最初の一講時だけで、受講生に提示されたのである。寧静館21番教室(31番教室だったか)の満席の受講生は、ノートをとる者、ジッと凝視する者、ブツブツと小声で黒板をなぞっていく者など、静かな緊張感の中で、法律学を学ぶ醍醐味を知ったのである。先生の講義は、いつも満員で全回出席者が多かったが、圧倒的な迫力によって、語られる全てを聞き逃さないようにと傾聴させ、理解させたいうえ頭に叩き込む「力」があった(筆者はノートをとらなかったが毎回、下宿で就寝の前に先生が黒板に板書されたものを新聞の折り込み広告の裏面に書き出し再現していた)。金山先生は受講生に深い感銘を与えられ、魂に触れる講義をされた。最新の判例や学説も紹介され鋭く論評されるなど、旧司法試験に合格できるレベルの講義を続けられた(金山先生は戦前の高等文官試験(司法科)に合格されている)。教える側の深い学識・熱意と教えられる側の真摯な学習意欲・態度が融合し、教育の目的と効果が自然発酵的に醸成されていた。これぞ「教育力」である。

なお、「大学教員も教育のプロと心すべし」とのタイトルで、川崎祐子同志社女子大学教授が「教師にとって大切なことは、何を学生に身につけさせたいのかを考え、手を抜かずに準備し、教えたいという愛情と熱意を持って臨むこと」だと、「同志社時報」第130号(2010年10月発行)に書いておられる(78~79頁)。わが意を得たりと拝読したが、法科大学院の教員も同様である。

問題は、同志社大学法学部の優秀な卒業生が、他の大学の法科大学院（京大、慶大、関大（特待生）など）に流出し、同志社大学法科大学院に入学しないことである。同志社大学法科大学院は入学しても合格させるだけの「教育力」がない、と見切られているという声がある（ごく一部の教員には、新司法試験に合格させる「教育力」と合格させようとする情熱があることを、合格者から聞いている。）ことに加え、法学部当局者に前記のような認識があることは、同志社人として誠に残念である。なお、司法研究科は、いつもながら同志社校友会の機関誌である「同志社タイムス」（本年10月15日第763号2頁）に、太平洋戦争中の「大本営発表」に似たような結果発表をしている。

法学部当局の前記の認識や法科大学院の厳しい現状、自己批判の欠如が複合して、同志社大学法科大学院が文科省よりCクラスにランクづけされた遠因になったといわれている。同志社人の多くは、これを認容できない屈辱と受けとめている。

### 3 文部科学省選定の「スーパーグローバル大学」に落選

本年9月27日、ある全国紙（名古屋本社版）の朝刊は、8段抜きで「大学国際化のすすめ」の横見出しで、文科省が「スーパーグローバル大学」について、104大学109件の申請を受けて37大学を選定したが、日本の国際競争力向上に貢献する「索引型」は、外国籍の教員の割合、英語による授業の設置、留学生の増員、海外の大学との提携など41項目を共通指標として検討し選考された、と大きく報道した。同紙の前日の夕刊にも3段の記事で報道しており、いやでも目についた。そのたびに、多くの同志社人が苦汁を飲まされたような気分であったであろう。

同志社大学通信「One Purpose」177号では、同志社大学は、国の「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（グローバル30）」に採択され、東京大学、慶応義塾大学等とともに、日本を代表する国際化拠点大学である。中間評価では、全13大学中唯一、最高のS評価を得（た）」とのことであった（6頁）。それがこの結果である。

しかし、落選したことが同志社大学のグローバル化の実体を反映するものではない。極めて不本意な結果だが、今後の展開で、これを覆すことこそが肝要であり急務である。

筆者の地元の名古屋大学は、本年度のノーベル物理学賞を2人が受賞し、これで合計6人がノーベル賞を受賞したことになる。名古屋大学法学部は新制大学への移行に伴い設置されたが、それ故に既成のものにしばられず、早くからアジア各国への法制度整備の支援事業の実績を積み重ねてきた。さらに、モンゴル、ベトナム、カンボジアの3国にサテライトキャンパスを設置し、現地の高級官僚、政治家らを対象に「法学博士」の育成（学位授与）を目指している。国際貢献の視点とアジア地域での存在感向上という戦略を策定し、着実に展開・実行し、2013年11月には「ミャンマー・日本法律研究センター」の開所など目ざましく活動している。今回のスーパーグローバル大学の選定でも「トップ型」に当選した。

それでは、同志社大学が落選したのはなぜか。

「あらゆる成功の起点は、『勝利するために必要な指標』を真に見抜く眼力だと言え（る）」（鈴木博毅「『超』入門失敗の本質」ダイヤモンド社・2012年4月5日第1刷125頁）が、同志社大学には、申請にあたってこの「眼力」があっただろうか。申請する以上、当選しなければならないが、それ迄の成功体験をイノベーションする力がなかったということであろうか。「効果を失った指標から離れ、新たな有効な指標を追いかけることができなかった」（前掲書127頁）ということだろうか。

今となっては、落選したという結果を直視し、「失敗の本質」を探究し、2度と同じ失敗を繰り返さず、「世界の同志社大学」と評価されるようになることが急務である。

筆者の認識とは異なるが、「同志社は『ボンボン大学』の特徴が教職員に浸透していて、生温さがまったくないとは言えない。」との指摘がある（橋本俊詔「京都三大学」岩波書店・2011年2月25日第1



刷225～226頁)。ただ、この「ボンボン大学」が何かという概念規定は示していない。これに対し、作家の佐藤優氏は、ビジネスパーソンで仕事できるタイプの多くは、「自分の得意な、勝手を知った仕事はきっちり完璧にこなすが、そこにこだわりすぎて未知の仕事にあえて手を広げようとしない、…おぼっちゃまかエリートに多いタイプで、自分で自分の可能性を狭めてしまっている」と、「おぼっちゃまタイプ」を具体的に説示している（『人に強くなる極意』青春出版社・2013年10月31日第4刷134頁）。大いに参考になると思う。

また、今回の落選が全国的に、特に関西における大学の序列に変動をもたらすのではないかと懸念されている。同立関関の4大学を併願しダブル合格した場合、2014年度では立命と対比して、法学部、スポーツ健康学部が100%、経済学部が99%、理工学部が97%、文学部が96%、同志社大学に入学している。同じく関学と対比して、法学部、社会学部、政策学部が100%、文学部が95%、経済学部が89%、同志社大学に入学している（週刊ダイヤモンド2014年10月18日号39頁）。

これが変動することになれば、優秀な学生が同志社大学に入学しないこともあり、その結果、優秀な卒業生を出せず、彼らが社会的において活躍し高い評価を受け、それが優秀な学生が入学することにつながるという、好循環が崩壊しかねない事態が生じたり、早慶とは上智大は急迫したが、同志社大学は差を詰めるどころか引き離されただけで、憂慮される。

#### 4 同志社大学の現状の直視と改善

近年は同志社大学の「凋落」の情報に接することが多くなった。しかし、それから逃避せず、正面から向き合い、一日も早く復興・再生しなければならない。

筆者は「愛知県から一人でも多く同志社大学を志願し入学させる運動」を推進し、「名古屋同志社人クラブ」の会報を発行しており、「同志社ブランド」の向上に取り組んでいる。そのためか、筆者の所には、同志社人やそうでない方々からも、同志社大学について質問、意見、苦言、批判などや様々な情報が寄せられる。「どうなったんだ、同志社大学は。」「大学当局はリバイバル計画を準備しているのか。」等々である。確かに、最近の新聞などで大きく扱われたニュースは、同志社人を大いに落胆させたが、われら同志社人は、「凋落」と正面から向き合いながら同志社大学の復興・再生を信じており、決してあきらめることはない。そのためには何ができるか、何をなすべきかを考え、提言し行動しようとしている。過去にもそうしてきた歴史がある。

ところで、同志社大学今出川キャンパスの良心館には、全国的にトップクラスのラーニング・コモンスがある。ゼミナールの準備とかサークル活動などに使用されており、また一人用の学習用デスク、イスも設けられている。良心館のラーニング・コモンスは、学生がプレゼンや議論をする場でもあり、学生のコミュニケーション能力の向上に大いに役立つものと期待されている（前掲「One Purpose」177号5頁に詳しく紹介されている）。しかし、プレゼンや議論の前に、基本書、参考書、文献等を読み込む学習が必要である。この学習は一人の方が効果的である（自習）。そして、あるレベルの知識を習得してでなければ、プレゼン、ディスカッションに効果的に加わることはできない。基本書、判例集等を読み込み、書かれていることを理解し、身につけることは容易なことではない。ノートにまとめたり、図解したりするなど、各自の創意と工夫により、まさに眼光紙背に徹する程に読み込むことが必要である。ここでいう読み込むということは、書かれていることをキチンと理解し、その奥にひそむ本質に迫ることである。丸暗記の必要など全くない。いわゆる「考えながら読む」ことである。

これは、決して安易で楽しい作業ではなく、孤独で苦しく辛い作業である。それだけに、そういう作業、学習をする場所は、明るく開放的な空間であることが望まれる。

以前、現在の寒梅館には「学館」があった。旧学館の2階南側にあったリーディングルームは、誰れでも、いつでも出入り自由で、文学部の女子学生が陣中見舞いに来たり、先輩の弁護士が立ち寄りされて

助言や激励をいただいたこともあった。私語と喫煙だけが禁止されていたが、知的緊張感がみなぎっていた。4人がけのパーティションのない平机が15ぐらい置かれており、先着順で席が埋まっていくが、いつも満席で多くの学生が「指定席」で学習し、ここから司法試験や公認会計士試験の合格者が続出した。開館から閉館まで居続け、講義やゼミへは、その場所をキープしながら出かけていた。先輩のそうした姿を見た後輩が、後に続いて合格した。いわば「合格への学習モデル」の発祥の地である。

現在の弘風館地下に法学部自習室があるが、学生証明カードがないと入室できない。ラウンジと一人用学習ブースに区分されているが、暗い感じで閑散としており、閉塞感、孤独感が充満した空間である。旧学館のリーディングルームの開放的で明るく、連帯感とやる気に充ちた空間とは全く異なる。そして、旧学館のリーディングルームには同じフロアに、生協書籍部、ラウンジ、女子専用ラウンジ、喫茶ケルンがあり、半地下には大食堂があった。さらに西側に接着して「学館別館」があり、そこには学生サークルなどのボックス（部室）があった。旧学館は合体していた別館と一体になり、まさに「学生センター」の機能を担っていた。今出川キャンパスは大きな変貌を遂げたが、「学生センター」はどこにあるのだろうか。

リーディングルームを含む旧学館は、日曜、祝日以外、土曜日も午前9時から午後8時まで、夏季、冬季休暇中も開館していた。下宿生の筆者にとって、本当に有難い存在であった。筆者が法律学の学習に打ち込み、500人程度の旧司法試験に合格できたのは、旧学館の存在なくしてはありえなかったと思う。勉強に疲れたら、ケルンでコーヒーを飲み、ラウンジで友人と語り、議論し、学生サークルの法研のボックスにも顔を出したりして、孤独で息の長い受験勉強を乗り越えることができた。弘風館地下の法学部自習室を供与されている現在の学生が気の毒だと思う。誰れでも出入り自由で開放的な明るい全学共用の「リーディングルーム」を復活すべきであろう。弘風館2階と明德館・弘風館の各地下の効果的用途を再検討すべきではないか。

## 5 同志社大学の復興と再生に向けて

同志社大学野球部（硬式）が本年秋季リーグで、最終の立命戦を2勝1敗として、なんとか勝率で京大を上回り最下位を免れた。一時は屈辱の最下位かと覚悟したが、最後の最後で同志社魂を見せてくれた。野球部の選手の健闘を称えたい。ちなみに京大戦では1勝2敗で勝ち点を失った。関大が39シーズン振りに優勝したが、同志社大学硬式野球部は2011年春季リーグには、3シーズン連続優勝を達成しており、来シーズンからは、それを上回る戦績を期待したい。同志社大学の今後に一筋の光明を見いだしたようで、心から喜んでいる。

また、今季の同志社大学ラグビー部は、開幕戦の天理大から、大体大、近大、摂南大を連破したが、11月15日の京産大には27対29で惜しくも敗れた（関学と京産は5連勝）。残念ではあるが、挫けることなく気持ちを切り変えて、残る関学、立命には勝利して欲しい。そして、大学選手権でも勝ち進んで上位に進出してくれることを全国の同志社ラグビーのファンは期待している。頑張っていて欲しい。

これらのことは、筆者には同志社大学の現状と将来を象徴する出来事のように思われてならない。陽が沈み暗天の夜がきても、夜明けがくれば陽はまた昇る。われら全同志社人は、凋落したという同志社大学の復興・再生のために尽力していかなければならない。同志社大学の現状に対する評価と向き合い、それを変え評価を高めていくために、各界各層の全同志社人が、「志」を高く掲げ、力を合わせていくことが必要である。また、大学当局、法学部当局も、学外の同志社人の声にも耳を傾けていただきたい。同志社人よ頑張ろうではないか、同志社大学の復興・再生に向けて。必ず、陽はまた昇る。